

# 子どもの発達支援における関係機関連携のあり方について

健康保険部保健所 子ども発達相談センター

# 1. 大津市における発達支援の歴史

## ▶ 大津方式～子ども発達相談センター開設まで

- 大津市は、昭和49年、全国に先駆け、独自の障害児支援システム「**大津方式**」を作り、障害の早期発見、早期療育、統合保育を実践してきた。
- 当初は、障害の重い乳幼児が対象であったが、平成9年の母子保健法一部改正（3歳6か月児健診が市に移譲）や、障害概念の変遷（発達障害）を受け、支援の対象を拡大して施策を講じてきた。
- しかし長らく、「就学前後で支援が途切れる」「学齢期の発達相談窓口がない」「紹介できる専門医療機関が少ない」ことが課題であり、その対応として、平成27年2月に、子ども発達相談センターが開設となった。

## 2. 大津市の発達支援体制（～H27.1）

0歳児 1歳児 2歳児 3歳児 4歳児 5歳児 小中学校

**【健康推進課】** 乳幼児健診・発達相談

**【障害福祉課】**

児童発達支援センター・  
児童発達支援事業  
(やまびこ、わくわく、のびのび)

**【子ども家庭課】**

子育て総合支援セン  
ターゆめっこ  
発達支援療育事業

**【幼児政策課】**

公立・民間保育園（障害児保育制度）

公立・私立幼稚園  
(特別支援教育)

**【教育相談センター】**

就学相談  
特別支援巡回相談  
通級指導教室  
教育相談(不登校)  
適応指導教室

**課題**

- ・ 就学前後で支援が途切れる
- ・ 学齢期の発達相談窓口がない
- ・ 専門医療の不足

## 2. 大津市の発達支援体制 (H27.2~)

0歳児    1歳児    2歳児    3歳児    4歳児    5歳児    小中学校

**【健康推進課】** 乳幼児健診・発達相談

**【子ども発達相談センター】**  
発達相談・医師相談など

併設

**【障害福祉課】**

児童発達支援センター・  
児童発達支援事業  
(やまびこ、わくわく、のびのび)

**【子ども家庭課】**

子育て総合支援セン  
ターゆめっこ  
発達支援療育事業

**【幼児政策課】**

公立・民間保育園 (障害児保育制度)

**【教育相談センター】**

就学相談  
特別支援巡回相談  
通級指導教室  
教育相談(不登校)  
適応指導教室

公立・私立幼稚園  
(特別支援教育)

## 3. 子ども発達相談センターの特徴

### ▶ 幼児から学齢期まで途切れない支援

幼児から中学生までを対象とし、就学へのつながりや継続相談を行う。

### ▶ 教育との連携強化

不登校や特別支援教育を要する児童に、発達課題をもつ児童が多いことを踏まえ、教育相談センターと併設。

### ▶ 医師の常駐

地域ですみやかに発達や情緒に関する医学的判断と助言が行える体制。

### ▶ 多職種配置

医師、発達相談員、保健師、家庭相談員、元幼稚園教諭、元学校教諭、作業療法士による多職種連携と、関係機関連携を行う。



# 4. 子ども発達相談センターの業務内容

## 対象

大津市の3歳6か月児健診後から中学生までの子どもの発達について相談をお受けします。

保護者の方からお申込み頂き、来所での相談を基本とします。

相談や診療は予約制、無料です。

## 医師による相談

発達相談の結果、必要に応じて、子どものころ・発達を専門とする医師が面接や診察を行い、支援や治療の方向性について助言します。

脳波・MRIなどの検査や投薬は実施できません。

## 発達相談・発達検査

専門職種（発達相談員、作業療法士など）が発達相談を実施し、必要に応じて発達検査を行います。

ご家族や校園が、子どもの発達について理解を深め、養育、保育、教育に役立てられるようサポートします。

## 地域連携・保護者支援

校園等と連携して、お子さまの理解と支援の方向性を共有します（保護者の了解がある場合）。

保護者を対象とした学習会や関係機関を対象に勉強会や研修会を行います。

# 5.職員体制と業務

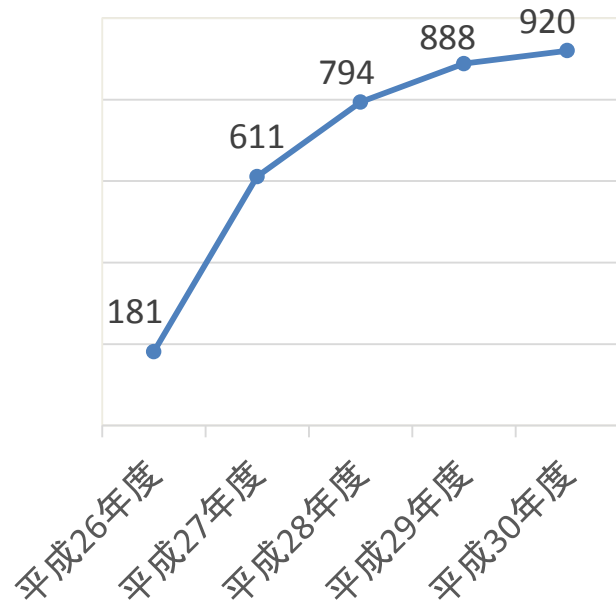
## ▶ 職員17名の職種と業務内容

職種	職員数			業務内容
	正規	嘱託	臨時	
小児科医師	1			医師相談
発達相談員	2	4		発達相談 ・ 検査
作業療法士		1		
保健師	1	1		保護者支援 (個別相談・学習会)
家庭相談員		2		
元小中学校教諭		2		校園連携 (情報共有、訪問観察など)
元幼稚園教諭		1		
事務職	1		1	事務 ・ 電話や窓口対応

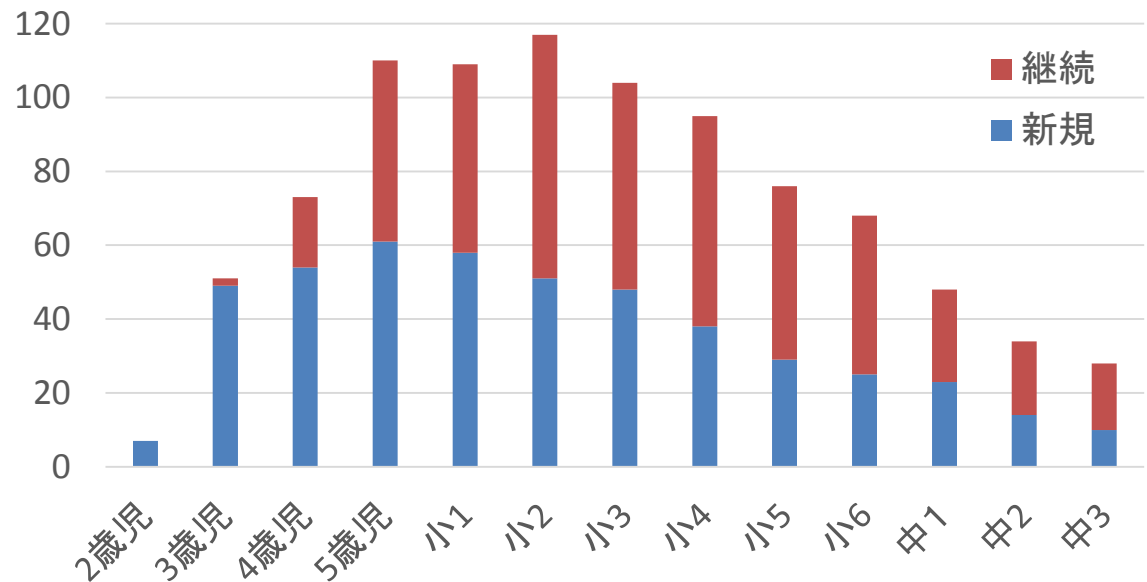
## 6. 実績① 相談実人数

- ▶ 平成27年2月の開設以来、増加し続けている。
- ▶ 新規相談は幼児に多く、学齢期は継続相談の割合が高い。

相談実人数の推移



平成30年度相談実人数920人の学年別内訳





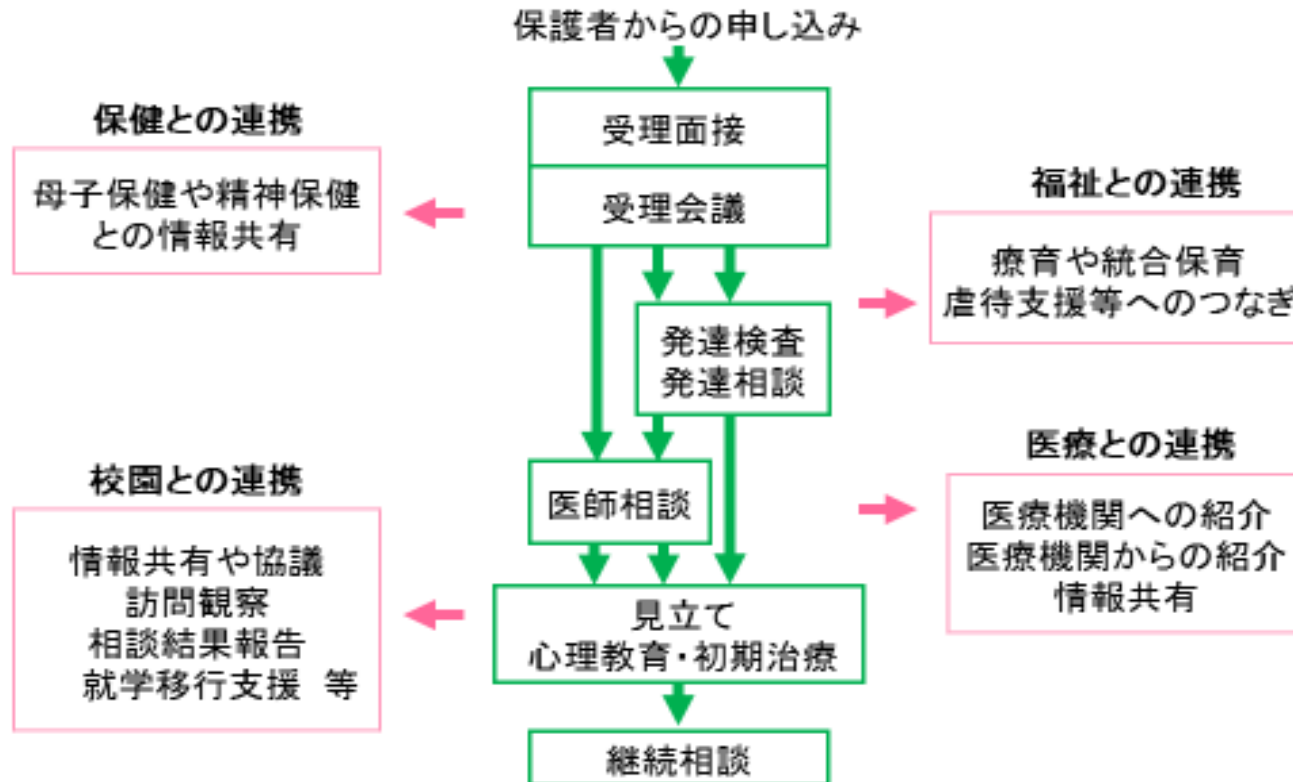
## 6. 実績② 相談支援内容の内訳

- ▶ 平成30年度の相談支援のべ件数は7,224件。
- ▶ 関係機関連携(2,289件)は、全体の約3割を占める。

相談支援内容	幼児	小学生	中学生	計
受理面接	160	249	48	457
発達相談	476	979	234	1,689
医師相談	36	410	132	578
保護者学習会	73	163	16	252
保護者相談	205	551	98	854
作業療法相談	6	21	2	29
行動観察・相談同席	59	100	13	172
関係機関連携(相互連絡、観察訪問、ケース会議など)	677	1324	288	2,289
文書報告	352	457	95	904
合計	2,044	4,254	926	<b>7,224</b>

# 7. 相談の流れと関係機関連携

- ▶ 保護者からの申し込みを受け、下記の流れで相談をすすめ、必要に応じて、保健、福祉、教育、医療などの関係機関と連携している。



## 8. センターの関係機関連携の現状

### ①母子保健との連携：

3歳6か月児健診からのつなぎ等、健康推進課と連携している。

### ②学校や園との連携：

教育委員会から推薦を受けたOB教員を複数配置し、その経験・能力・関係性を活かして連携している。

### ③教育相談センターとの連携：

特別支援教育対象児や不登校児童について、連携して支援している。また、研修会を共催して関係職員の力量向上や市民への周知を図っている。

### ④幼児政策課との連携：

障害児保育制度や特別支援教育巡回相談と連携し、在園障害児や要支援児の相談支援を行っている。

## 8. センターの関係機関連携の現状

### ⑤福祉との連携：

養育上の問題を抱える家族については、子ども家庭相談室や県大津・高島子ども家庭相談センター等と連携して支援している。また、療育や放課後等デイサービス等へのつながりも行っている。

### ⑥障害者自立支援協議会を通じた連携：

部会（乳幼児部会、発達障害者支援部会）に参加し、関係機関と情報共有ならびに課題整理を行い、乳幼児から成人期に渡る相談支援の体制整備をめざしている。

### ⑦医療との連携：

大津市医師会等を通じて、地域の医療機関に周知を図り、ネットワークづくりに努めている。

# 9. 関係機関連携に関する課題

## <幼児期>

- **相談支援の早期開始：**
  - ・ 3歳6か月児健診からセンターへのつなぎの徹底
  - ・ 保護者に対するセンターの周知（研修会開催、案内配布）
- **園との連携、幼児政策課との機能連携：**  
（市立幼稚園3年保育実施や待機児童対策に伴う課題）
  - ・ 発達支援を要する在園児の増加への対応
  - ・ 連携する園の増加や多様化への対応

# 9. 関係機関連携に関する課題

## <学齢期>

- **学校との連携、教育相談センターとの連携:**
  - ・就学移行支援(幼→小)、進学移行支援(小→中、中→高)の増加への対応
  - ・不登校や行き渋りを呈する児童への対応
- **福祉との連携:**
  - ・放課後等デイサービスとの連携
  - ・要保護児童への支援における関係機関連携

## 9. 中学卒業後～18歳へのアンケート

- **目的:** センターで相談歴のある、中学卒業後～18歳の現状および支援のニーズを把握する
- **時期:** 平成30年12月
- **対象:** 平成27～29年度にセンターで相談をうけ(当時中学生)、調査時に「中学卒業～18歳」の青年の保護者。
- **有効回答:** 48／82(59%)

## 9. アンケート結果

- **現在の適応状況：**

中学時にセンターで相談した48名の約8～9割は、家庭や学校生活の適応が良好であった。

- **中卒後の継続相談：**

保護者の6割が、中学卒業後の継続相談を希望しており、相談したい内容は、「就労」「将来」に関するが多かった。

- **センターの利用時期：**

保護者の6割が「もう少し早い時期に利用できればよかった」と回答し、その時期として「幼児期～小学校低学年」を挙げていた。



# 9. 関係機関連携に関する課題

## <中卒後18歳未満>

### ● 相談内容に応じた窓口案内

進路や就労、ひきこもりや精神的問題など、二次的な問題に関する相談ニーズが高い年代であり、中学生までの支援とは異なる専門性が必要である。


そのため、相談内容に応じて関係機関が連携し、すみやかに対応できるネットワークが必要である。

センターで配布予定のパンフレット

(案)

大津市子ども発達相談センターをご利用いただいた方へ

中学を卒業されたら…



当センターの相談は中学を卒業までを対象としています。

高校生年代になると相談内容の専門性が高くなり、それぞれの専門機関に相談いただくこととなります。

今後、必要な時にこの相談窓口一覧をご活用下さい。

(対象年齢や受付曜日・時間についてはそれぞれご確認ください。)

※所属先(高等学校・特別支援学校・専門学校・大学・企業等)での問題等に  
関する相談については、必ず所属先へ。

大津市子ども発達相談センター

大津市浜大津四丁目1番1号 明日部浜大津1階

Tel : 077-5111-9330

Email : otsu1427@city.otsu.lg.jp

🚲 **高校生年代以降に利用できる主な相談機関** 🌸

令和2年2月現在

- 発達に関するご相談
 

滋賀県発達障害者支援センター	561-2522
滋賀県総合教育センター(高校卒業まで)	588-2505
大津市発達障害者支援センター(かほん〈18歳以上〉)	526-5477
- 不登校のご相談
 

県心の教育相談センター	586-8125
-------------	----------
- ひきこもりに関するご相談
 

大津市保健所保健予防課	522-7228
滋賀県ひきこもり支援センター	569-4060
子ども・若者総合窓口(市社会福祉協議会)	526-5316
- 精神保健福祉社について(思春期のさまざまな心の相談)
 

大津市保健所 保健予防課	522-7228
滋賀県立精神保健福祉センター	567-5010
- 家庭や子育てのご相談
 

大津・高島子ども家庭相談センター	548-7768
大津市子ども家庭相談室	528-2688
各地域のすこやか相談所	
- どこにかけたらよいか悩んだら
 

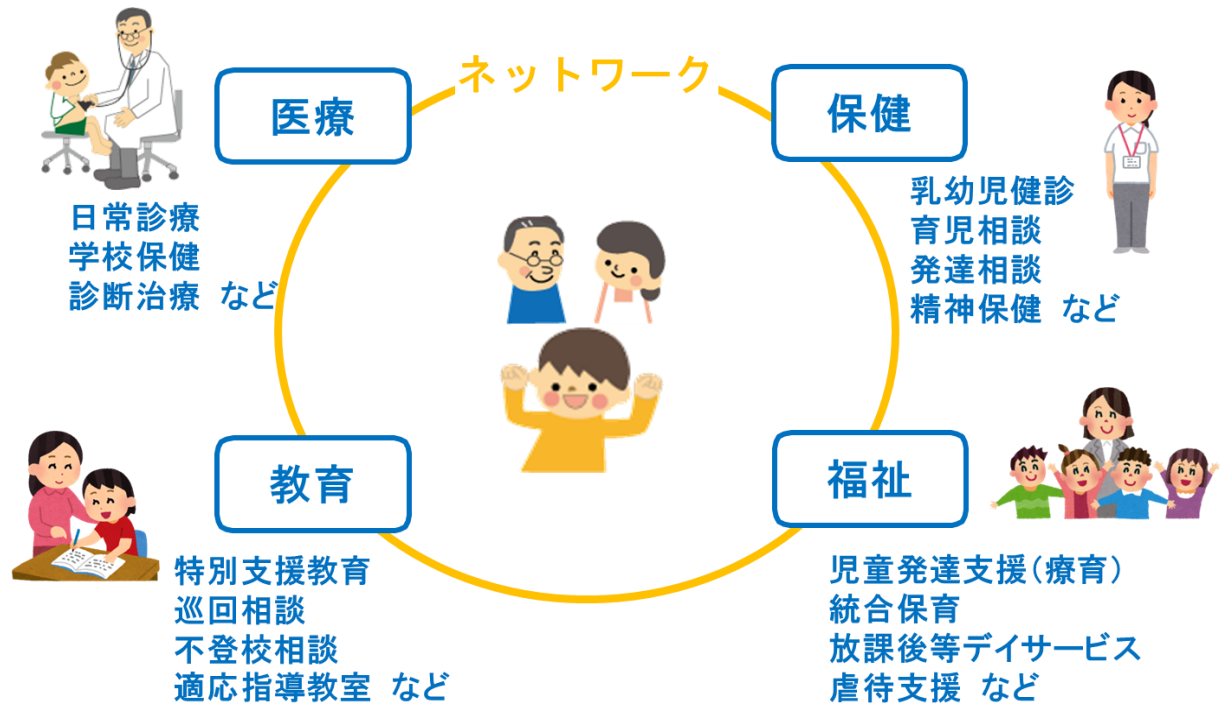
大津市子ども若者総合相談窓口 (大津市社会福祉協議会)	526-5316
滋賀県子ども若者相談窓口 (滋賀県立精神保健福祉センター)	567-5058
滋賀県障害者医療福祉相談モータル (ワンストップ相談受付窓口)	569-5955

# 9. 関係機関連携に関する課題

## <小児期全般>

### ①包括的な地域連携組織の整備:

年齢、所属、障害の種別や程度に関わらず、総合的で一貫性・継続性のある支援を提供できるよう、関係機関連携の整備が必要である。



# 9. 関係機関連携に関する課題

## <小児期全般>

### ②医療との連携:

薬物療法等を必要とする子どもが身近な地域で診療を受けることができるよう、かかりつけ医等の発達障害対応力向上ならびに、地域医療との連携強化が必要である。



## 10. 子ども発達相談センターの方向性

- **相談支援の早期開始に重点をおいた体制強化：**  
支援を必要とする子どもと保護者が、就学までにセンターにつながり、就学移行支援を経て、学齢期も継続的に相談をうけることができるよう、体制の充実を図る。
- **関係機関連携の充実と、連携体制の整備：**  
関係機関との有機的連携をすすめて、効率性と発展性を備えた小児期の発達支援体制の整備をめざす。